

湖北広域行政事務センターごみ収集運搬業務検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）におけるごみの収集運搬業務に係る契約（以下「契約」という。）について検討を行うことを目的として、湖北広域行政事務センターごみ収集運搬業務検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、契約に関して必要な事項について審議し、湖北広域行政事務センター管理者（以下「管理者」という。）に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申がなされたときまでとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長をおく。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。